

## 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」対応への取組みの概要

### 【これまでの取組み】

文部科学省による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」の改正(平成26年2月)を受け、下記の取組みを実施。  
(平成26(2014)年度～平成30(2018)年度)

- (1) 講義形式及びe-learningを用いたコンプライアンス教育の実施。(品川キャンパス、荒川キャンパスのそれぞれで実施)  
また、関係者の意識向上を目的として、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員(教職員)に対して、確認書の提出を依頼。
- (2) 研究費使用ルールの明確化と周知徹底として、「研究費の取扱い」を全教員へ発信して、ルールを共有。  
取引業者に対して、機関の規則遵守や内部監査等への協力、取引停止要件や構成員の不正行為依頼の通報義務について記載した誓約書の提出を依頼。
- (3) 「研究費不正使用防止等に係る部会」および「研究費不正使用防止検討委員会」の継続運営
- (4) 研究費の適切な執行

継続実施



## 2019年度 研究費不正使用防止への取組み(継続実施)

平成30(2018)年度文部科学省書面調査「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」：平成30(2018)年9月27日提出では必須73項目で実施済と報告している。

本年度についても、実施基準対応への取組みを継続していくなかで、引き続き内容の点検や確認を行って、研究費の不正使用防止推進に向けて必要な改善等を実施していくこととする。

1. コンプライアンス教育
  - (1) コンプライアンス教育の継続実施  
本年度も全教員が出席する教職員会議等と合わせ、講義形式のコンプライアンス教育を実施する。
  - (2) e-learning教材等による研修の実施  
**・関係する教職員全員を対象としたe-learning(APRIN)の受講を徹底する。【強化】**  
・新規教職員、長期休暇明けの教員に対しては、個別対応による、① コンプライアンス教育 ② e-learning 受講修了 ③ 確認書の提出 を求める。
2. 研究費使用ルールの明確化と周知徹底  
「研究費の取扱い」を全教員に配布し、再度基本ルールの共有を行う。  
また、取引業者に対して、確認書等の提出の依頼と、本校(本法人)規則、不正を行った際の対応、発見時の相談・通報窓口等の周知を行う。
3. 不正使用防止活動の計画を推進し、実施状況を確認するために継続して「研究費不正使用防止等に係る部会」「研究費不正使用防止検討委員会」を開催する。
4. 研究費の適正な執行  
事務職員による物品検収を適切に遂行し、換金性の高い物品についても事務部門での管理を徹底する。  
また、立替払いにおける法人カード利用のルールを明確にし、周知する。  
出張については、事務部門において研究者の出張計画実施状況等を確認し、**出張前には提出書類の確認と、新様式の周知及び使用を徹底する。**  
**また、出張旅費精算時には、出張の事実を検証可能な証拠書類の提出を徹底する。【強化】**
5. 文部科学省が実施する調査への協力

### 主な項目

7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

スケジュール

コンプライアンス教育の継続実施	随時実施								
研究費使用ルールの明確化と周知	随時実施								
研究費不正使用防止等に係る部会	開催	随時開催							開催
研究費不正使用防止検討委員会	開催	随時開催							開催
適切な研究費の執行	随時								

### 留意事項

◆教員への情報共有  
適切な研究費の執行のため、会計事務の変更点及び留意点について、説明会などを通して、適切に教員へ情報の発信を行う。

◆首都大・産技大との調整  
それぞれに特有の事項を除き、共通の取組については、随時情報交換を行い、法人全体での不正防止対策の効果を高める。